最高裁判決から見た租税法の解釈適用

うことを重視する立場からは、通常は「厳格解釈」、つまり法令の文言を厳格に解釈する立場が主張されます。このような法的安定性の重視が、学説上、租税法律

結論を出したのです。

皆さんは、レーシングカーが普通自動車に含まれると思いますか。公道を走れない――もちろん物理的には走れますが、違法車両なのですぐにパトカーに捕まってしまう――そういう自動車を「普通乗用自動車」と呼ぶのは無理があります。おそらく最高裁は、価額の高いレーシングカーにも課税すべきと考え、その結論を導くために「普通乗用自動車」という言葉を広く解釈したのかもしれません。

これらの三つの事例からいえるのは、少なくとも昭和から平成半ばまで、租税法の解釈について、最高裁は必ずしも一方の原則を採り続けてきたわけではなかったということです。

他の法分野に規定された「借用概念」に関しては変えないスタンスを貫いた

その一方で、最高裁が昔から一定の立場を貫いてきた解釈領域があります。それが**「借用概念の解釈」**

y \ w ç‹ ‰Ž ¾ ¹ ¾ ¹ ¾ ¹

の公平を図ること、つまり「実質的妥当性」です。市の要綱に従って管理処分権を有する自治会等は「

的定詵有裗で赳溙するこにくで霞ゎ